

生徒の皆さんへ

第49回衆議院議員総選挙について

●基本事項

投票日：令和3年10月31日(日)午前7:00～午後8:00*

(公示日：10月19日(火))

○期日前投票期間：10/20(水)～10/30(土)午前8:30～午後8:00*

※投票所により投票可能時間が異なります。

○有権者：投票日に満18歳以上である者

令和3年11月1日(11月1日を含む)までに18歳の誕生日を迎える者

●選挙運動(=特定の選挙について特定の候補者の当選を目的とする運動)

・選挙運動ができる期間：10/19(火)～10/30(土)

【公示日から選挙期日の前日】

・選挙運動ができる者：満18歳以上の者

●選挙運動期間中に『できること』と『できないこと』の例

カテゴリー	できること	できないこと
口頭による投票依頼	友人や知人に直接または電話で投票や応援を依頼する(満18歳未満は不可)	家を一軒ごとに訪問して投票や応援を依頼する(戸別訪問)
インターネット	WEBサイト(HP、ブログ、ツイッター、インスタグラム、LINE等のSNS)を利用して投票や応援を依頼する(満18歳未満は不可)	電子メールを利用して投票や応援を依頼する(単に受信メールを転送することも不可)
文書	候補者が配布する法定葉書の宛名書きをする	特定の候補者を応援する文書を作成して配布する 特定の候補者を応援する内容の文書やWEBサイトの情報をコピーして配付する
買収	—	投票の見返りとして、金品をもらったり、もてなしを受ける (受けた方も罰則対象となる)
年齢	満18歳未満の者が、投票所の事務従事者となる	満18歳未満の者が投票や応援を依頼する 満18歳未満の友達を選挙運動に誘う
投票の秘密	—	友達が誰に投票したかを無理に聞き出す